

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生環第199号

令和6年4月8日

探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準について（通達）

みだしのことと探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準については、これまで「探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」

（平成19年5月23日付け熊生企第606号）に基づき運用していたところであるが、この度、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）が公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、別添警察庁通達「探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙生企発第168号）のとおり、同基準が新たに定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。